

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事

図面リスト					
A-0 1	表紙・図面リスト	A-1 6	外御書院 - 平面図	A-3 1	櫛形塀 - 平面図・立面図・断面図
A-0 2	現場説明書(建築・改修工事編)	A-1 7	外御書院 - 立面図	A-3 2	
A-0 3	改修特記仕様書(建築) その1	A-1 8	外御書院 - 矩計図・詳細図	A-3 3	
A-0 4	建築概要・付近見取図・改修設計概要	A-1 9	御料理間・御納戸 - 平面図	A-3 4	
A-0 5	配置図	A-2 0	御料理間・御納戸 - 立面図	A-3 5	
A-0 6	全体平面図	A-2 1	御料理間 - 矩計図・詳細図	A-3 6	
A-0 7	全体立面図(御小書院・御座間を除く)	A-2 2	御納戸 - 矩計図・詳細図	A-3 7	
A-0 8	全体天井伏図	A-2 3	御住組所・屯之間 - 立面図・断面図	A-3 8	
A-0 9	天井伏図① - 【御玄関・御式台・外御書院】	A-2 4	御住組所・屯之間 - 矩計図・詳細図	A-3 9	
A-1 0	天井伏図② - 【御料理間・御納戸】			A-4 0	
A-1 1	天井伏図③ - 【御住組所・屯之間・御小書院・御座間・渡り廊下】			A-4 1	
A-1 2	御玄閑・御式台 - 平面図			A-4 2	
A-1 3	御玄閑・御式台 - 立面図			A-4 3	
A-1 4	御玄閑 - 矩計図・詳細図			A-4 4	
A-1 5	御式台 - 矩計図・詳細図			A-4 5	

工事名 図面名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事 表紙・図面リスト	総 尺 設 計 年 月 日	施設整備室長	副室長	係長	係員	担当	佐賀県立佐賀城本丸歴史館 一級建築士登録第	図 番 号 A 01

現場説明書（建築・設備編）

（A）工事概要及び一般事項

1. 工事概要

①工事名称	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事
②施工場所	佐賀市
③工期	契約日から令和7年3月31日まで
④工事内容	(別添 特記仕様書及び設計図面による)
⑤別途予定の関連工事	
⑥質疑等の提出方法及び回答期日等	(公告文等で指示)

2. 計画図書の優先順位
設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

- ①質疑回答書
- ②現場説明書
- ③特記仕様
- ④設計図面
- ⑤標準仕様書（国土交通省大臣官房官署部監修）

3. 工事着手前・完成時の提出要件

- ①工事請負契約後、設計図書の縮小版（A2版又はA3版）青焼き製本を2部提出すること。又は監督員の指示による。
- ②その他、完成図書作成・提出要領により監督員の指示に従って佐賀城本丸歴史館へ提出すること。
- 4. 契約事務上の注意事項
 - ①工事請負契約書は佐賀県建設工事請負契約書を使用することとし、その他の契約事務については佐賀県財務規則による。
 - ②工事が複数年度に亘る場合は、各年度の請負代金の支払い期日及び施工責任額は、契約書作成の日までに通知する。
 - ③不慮の事故に備えて火災保険等に加入すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後14日前の予備期間を設けること。

（B）現場及び技術に関する説明項目

1. 監督員事務所

監督員事務所を設ける場合は、事務所に机・椅子・保安用具等を必要に応じて備えること。

2. 採寸依頼

- 設計図面に明記された仮設については、指定仮設として実施すること。なお、現場状況及び施工方法により変更が必要な場合は監督員との協議により実施すること。

3. 工事着手前の確認

- 建物の配置については設計図書に基づいて縦張りを行い、監督員と最終確認を行うこと。

- 既存施設内で増築・改修工事をする場合は、仮設計画書及び施工計画書等を作成し施工必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。また、既存の設備、地下埋設物については充分な準備調査を行って施工すること。

4. 工程管理

- 工事の手順に当たっては、他の開発工事業者と調整の上、受電時刻や試運転調整期間等を見込んだ実施工程表を作成し監督員に提出すること。また、工事期間中はこの程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。

5. 施工体制会議

- 請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が以上あるときは、それらの請負代金総額）が3,000万円以上（建築一式工事4,500万円以上）になるときは、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制会議を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。

- 請負者は、下請契約の請負代金額にかかわらず、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体制会議を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲げなければならぬこと。また、請負者は施工体制会議を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。施工体制会議及び施工体制会議の詳細は、土木工事施工管理の手引き（佐賀県）を参照すること。

- なお、1次下請負契約の請負代金額が1,000万円以上の場合は、下請負契約書の写し（1次、2次下請負以降もすべて）を添付しなければならない。

6. 施工中の安全確保及び環境保全等

- 施工中の安全確保及び環境保全に於ける工事の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。

- 建設工事安全施工技術指針（平成22年5月31日改正・国基第148号）
- 建設工事公害対策方針（平成5年1月12日、建設省経建第1号）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正・国基第122号、国経建第1号）

- 事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。

7. 事故の発生

- 請負者は、その代理人若しくはその使用者その他の人に準ずる者を含む）の適正な労働条件を確保し、遅延、使用者等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。また、使用者等の管理に当たっては、作業員名簿を作成・保管することとし、監督員の請求があった場合は、指示すること。

8. 工事監理者

- この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する場合がある。

9. 特定元方事業者

- 労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者として、この敷地内の建設工事等における契約額が最大の建築工事の請負業者を指定する。

10. 工期変更等の場合の請負保証金への追加

- 前払金保証約款第7条の2「工期を変更する場合等における措置」の保証会社への通知は、請負者で行うこと。

（C）指導事項

1. 建設工事の適正施工の確保について
工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。

2. 労働福祉の改善等について
建設労働者の権利の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るために、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度及び労働災害補償共済制度等に關して、土木工事等共通仕様書（佐賀県）第1章第4節の規定を遵守すること。

- また、建設業退職金共済制度に係る共済会の購入については、共済制度の対象となる労働者（対象工事の請負業者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定期を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。

3. 各種調査への協力依頼
公共事業労務費請負金、共通仮設費の実績調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。

4. 下請負人の選定
下請業者、資材調達及び工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2」によること。
また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るために県内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用すること。

5. 下請負人、資材調達及び技術者の申請書
請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第4項に規定する下請契約を締結しようとした場合は、一部下請負申請書を監督員に提出し、その承認を得ること。なお、納入業者が県外業者となる場合は、「業内優先不実施の届由書」「下請最終返書」等を同時に提出すること。

6. 下請業者への報酬
請負者は、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2第3項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書を監督員に提出すること。なお、納入業者が県外業者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。

7. 工事実績情報の登録
請負金額500万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報（ORINS）の登録をすること
（ただし、請負金額が2,500万円未満の工事については、受注・訂正のみ登録するものとする）。

8. 産業廃棄物税の取扱いについて
本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の課税施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。
なお、熊本県及び九州各市へ搬入するものについては、課税対象が異なるため、監督員と協議すること。

9. 建築物の解体等の作業における石綿对策について
・石綿含有建材等を使用した建築物、工作物などの解体等の作業については、石綿除去予防規則（平成17厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）に従い、適正に行うこと。
・建築物等の解体等の作業を行なうに当たっては石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示を行うこと。

10. 廉價物の使用について
廉価物の使用については、石綿含有建材等の作業の際には、石綿除去予防規則（平成17厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）に従い、適正に行うこと。
廉価物の廉価性の判断基準については、「佐賀県建設物品質の標準化の推進に関する基本方針」による特定調達物品等を使用する場合、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること。
なお、その「判断の基準」に該当することができない場合は、監督員と協議すること。

11. 木質系材料に係る合法性及び持続可能な証明
木質系材料を使用する場合は、その原木についての合法性及び持続可能な森林經營が含まれている森林からの產出に係る認証を行なうこと。
なお、その「判断の基準」に該当することができない場合は、監督員と協議すること。

12. 環境への負担のない商品等の使用について
「佐賀県建設物品質の標準化の推進に関する基本方針」による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること。
なお、その「判断の基準」に該当することができない場合は、監督員と協議すること。

13. 木質系材料に係る合法性及び持続可能性の証明
木質系材料を使用する場合は、その原木についての合法性及び持続可能な森林經營が含まれている森林からの產出に係る認証を行なうこと。
なお、その「判断の基準」に該当することができない場合は、監督員と協議すること。

14. 建設副産物の取扱いについて
建設副産物の取扱いについては、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省平成14年5月30日改正）によることを原則とするほか、建設副産物の取扱い方針（佐賀県）に従い、適切に処理すること。

（D）その他特記事項

1. 本工事は、建築・設備・施設工事検査取扱い要綱（佐賀県）に定める中間検査の工程に達した時、適中間検査を実施する。実施時期については、別途監督員の指示による。

2. 本工事が既成施設後請負実施要領に基づき、各施設管理者及び設計（監修）委託業者による完成既成施設後請負を実施する。
第一次検査：工事が完成し、施設管理者が引き渡した後、概ねヶ月の定期
第二次検査：工事が完成し、施設管理者が引き渡した後、概ねヶ月の定期
第三次検査：工事が完成し、施設管理者が引き渡した後、概ねヶ月の定期

3. 施設内外における工事用及び作業員の車両の通行については、交通安全管理に十分配慮し、必要に応じて交通整理員を配置すること。
・騒音や粉塵等が発生する工事については、事前に施設管理者等に十分配慮すること。

4. 解体・撤去の業者に十分注意すること。また、構造物や道路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、施工者の責任において速やかに原形に復すること。
・休日夜作業を行う場合は、事前に施設管理者等と協議を行い、戸端までり気の粉塵等に十分注意すること。

5. 現場溶接時の火災防止、鍛錆等の危険等に係る対策等に十分注意すること。
・既存部分の補修（改修）に当たっては、段差やはく離等が発生しないように十分に注意して施工すること。

6. 足場や仮囲い等の仮設については、隨時点検するなど適正な精神管理を行なうこと。
・施設内外では禁煙となっていることを作業員等に周知すること。

7. 本工事はコンテナレスポンス実施工事である。
「コンテナレスポンス」とは現場での問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、請負者からの工事打合簿による質問・協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」にご回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に求めておくこと。

8. 請負者はは計画工程表の提出にあたって、作業箇目の開闊打堀や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

9. 請負者は監督員に対し、梁筋等と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び「理由」を挙げること。後に、追加資料を求める場合がある。

10. 請負者は工事施工中において問題が発生した場合及び計画工事と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督員へ報告すること。

11. 労働・労務・労災等の問題について、問題が発生した場合は、速やかに書面にて監督員へ報告すること。

12. 労働・労務・労災等の問題について、問題が発生した場合は、速やかに書面にて監督員へ報告すること。

共通事項		工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺	-	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号	A
			図面名					
		現場説明書（建築・設備編）		設計	年月日	一級建築士登録 第		02

建築概要

建物名称	佐賀城本丸歴史館	敷地面積	30, 710, 01 m ²	建ぺい率	8. 19%
建設地	佐賀県佐賀市城内2丁目(佐賀県指定史跡内)	建築面積	2, 514, 06 m ² (消防設備室14, 55 m ² 含む)	容積率	8. 03%
用途地域	第1種住居地域	延べ床面積	2, 466, 38 m ² (消防設備室14, 55 m ² 含む)	前面道路の幅員	西側:市道 15. 00m、北側:市道 7. 00m
特別用途地	文教地域	指定建ぺい率	6.0%	設計GL	現状GLより+0. 32m
防火指定	準防火地域	指定容積率	2.00%	1階床高	GL+1, 17m
主要用途	歴史博物館(御座間／佐賀市指定有形文化財(建造物))	最大許容建築面積	18, 426, 01 m ²	軒 高	GL+8, 14m(御仕組所)
構造概要	木造 1階建(一部2階建)	最大許容延べ床面積	61, 420, 02 m ²	最高高さ	GL+12, 26m(外御書院)

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事仕様書

- 工事名
佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事
- 目的
外装材となっている木部の腐食や劣化の進行を抑えるため(木材の保護)
- 塗装範囲
雨戸・板戸・戸袋・腰壁・縁側・柱・梁(チリ部分も含む) 等
(ただし、御納戸-東面、南面は腰板以下部分のみ塗装)
※軒天井・化粧垂木部分については、難燃防火処理施工とする。
「一般社団法人全国住宅火災防止協会」メンテナンス仕様 ※同等以上
- 塗装仕様
既存木部下地調整(RA種程度)・表面処理の上、木材保護塗料・下塗り1回+上塗り2回とする。
(キシラデコールフォレスト[®]日本エンバイロケミカルズ株式会社製) ※同等品以上
※木材保護塗料にはナカビ菌対応薬品添加とする。
- 作業工程

《外装木部》

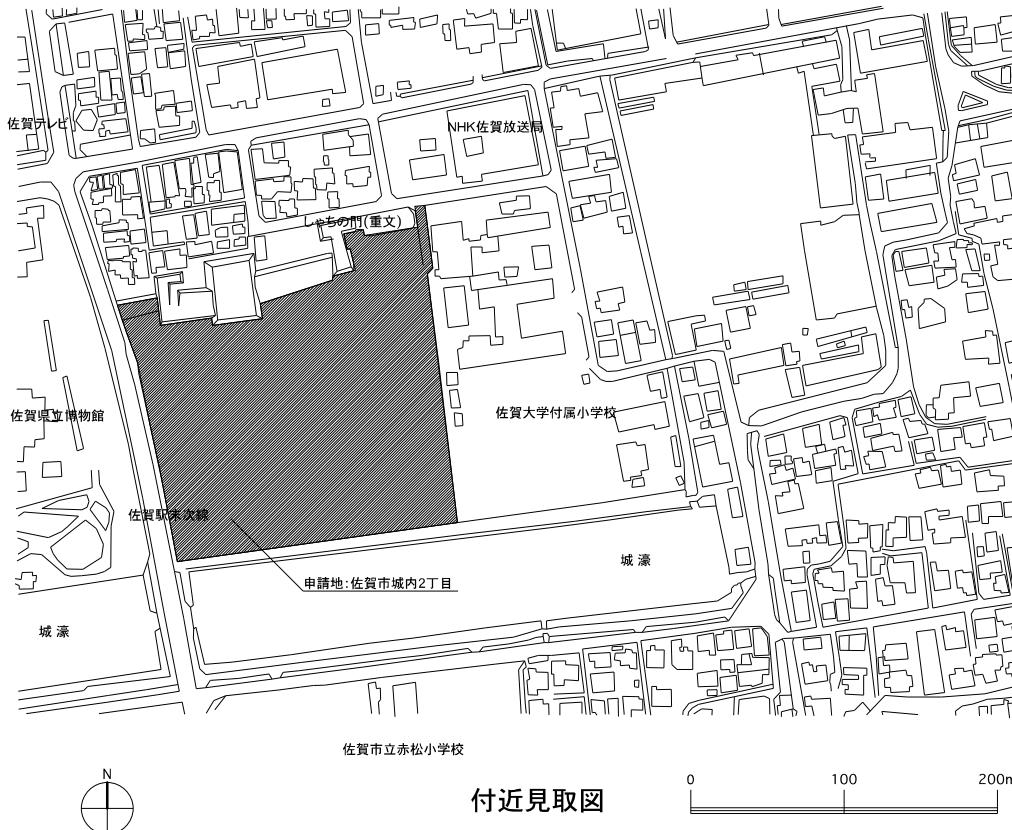
 - ・下地調整(RA種程度) 汚れ、木部表面劣化部分の除去
 - ・表面処理 ☆カビ部分 - 漂白剤(次亜塩素酸カリウム水溶液)によるカビ除去
☆鉄錆部分 - 5% シュウ酸水溶液にて鉄汚染部除去
 - ・水洗い(水拭き)
 - ・乾燥
 - ・露出木部素地面の研磨
 - ・下塗り 木材保護塗料 塗布 - 1回塗り → 乾燥
 - ・上塗り 木材保護塗料 塗布 - 2回塗り → 乾燥
※木材保護塗料+カビ菌対応薬品添加

《軒天・化粧垂木部分》

 - ・下地処理(RB種) 汚れ、木部表面劣化部分の除去
 - ・防炎薬剤塗布 (防炎薬剤ノンネン700 強制浸透剤添加工法 原液換算50g/m² 塗布) ※同等品以上
 - ・流失防止剤塗布 (流失防止剤ZESTOP F100 ドット塗装工法 原液換算20g/m² 塗布) ※同等品以上
- 工事期間
足場設置・解体も含め、令和06年度工事は月日()から月日()までとする。
※年次計画として令和06年度は月日()~月日()を臨時休館としている。
来館者の通路となっている箇所の工事は臨時休館期間内に塗装を完了すること。
- その他
 - ・足場は簡易クサビ式先行手摺足場とする。1段目はメッキシート張りとして第三者の立入ができないようにする。さらに、足場倒壊防止斜材には第三者灾害防止の養生を施す。
 - ・工事中は来館者及び佐賀城公園利用者の安全を充分確保し、特に来館者の通路になる部分には注意を払う。
 - ・足場設置周辺にはカラーコーン等で外部者の立入を禁止し、安全に工事を行う。
 - ・臨時休館中に降雨のため塗装ができなかった場合は、開館日に作業を行うことができるよう安全措置をとること。
 - ・塗料の安全データシートを提出する。
 - ・施工に際しては、時期・範囲(工区割り)・方法を館と打合せしながら作業を進めること。
 - ・足場出入口部には、注意喚起表示・落下方物防止養生・足場鉄部スポンジ張り等の安全対策を行う。
- 工事箇所

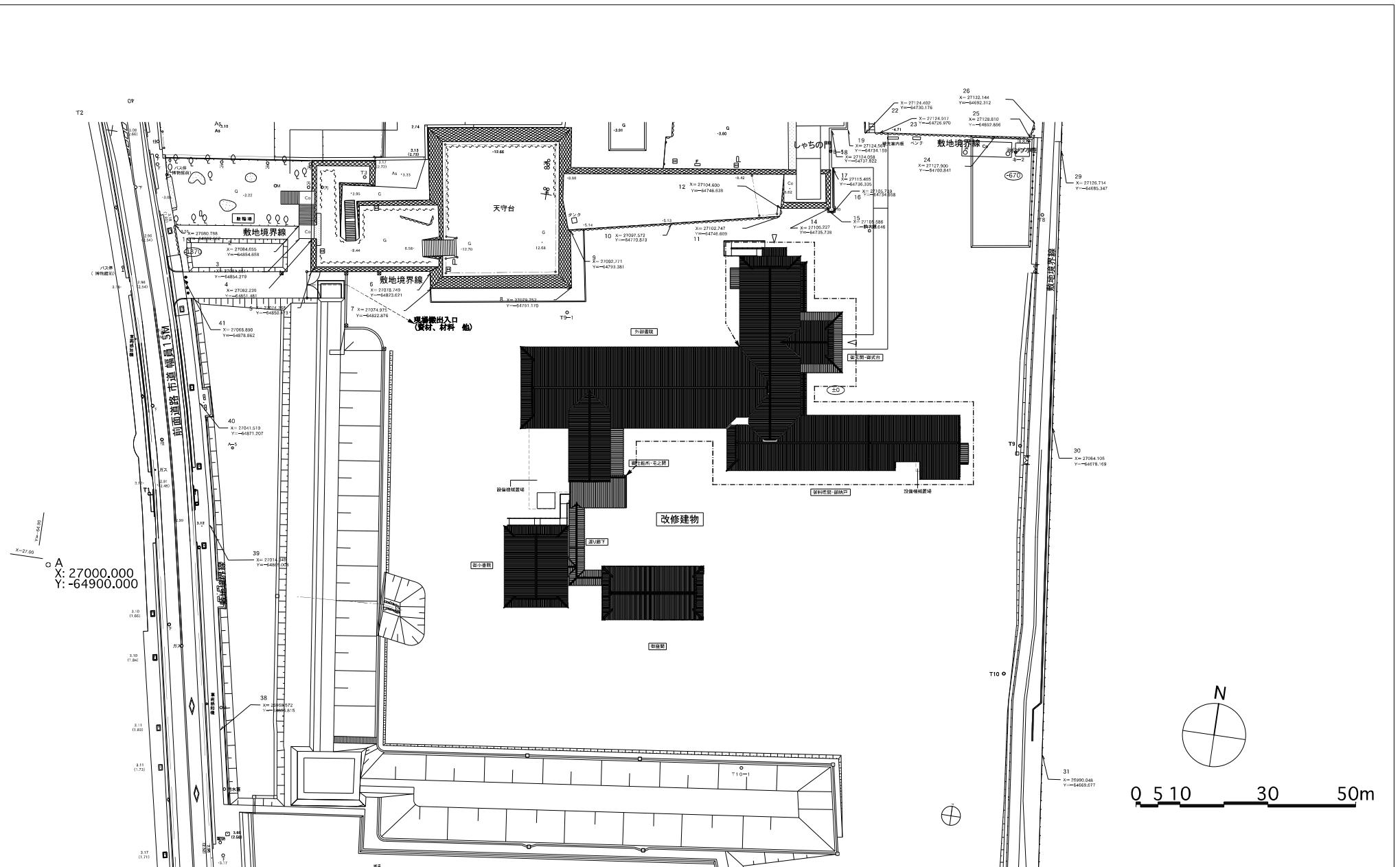
【令和06年度】

①御玄関・御式台 - 西面、北面、東面	②御料理間 - 北面、南面、西面
③御納戸 - 北面、東面、南面(※東面、南面は腰板以下部分のみ塗装)	
④外御書院 - 南面(東側)	⑤御仕組所 - 東面



設計変更年月日	工事名	規尺	図面名
1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事		佐賀県立佐賀城本丸歴史館
2回 年 月 日			
3回 年 月 日	建築概要・付近見取図・改修設計概要	設計年月日	一級建築士登録 第

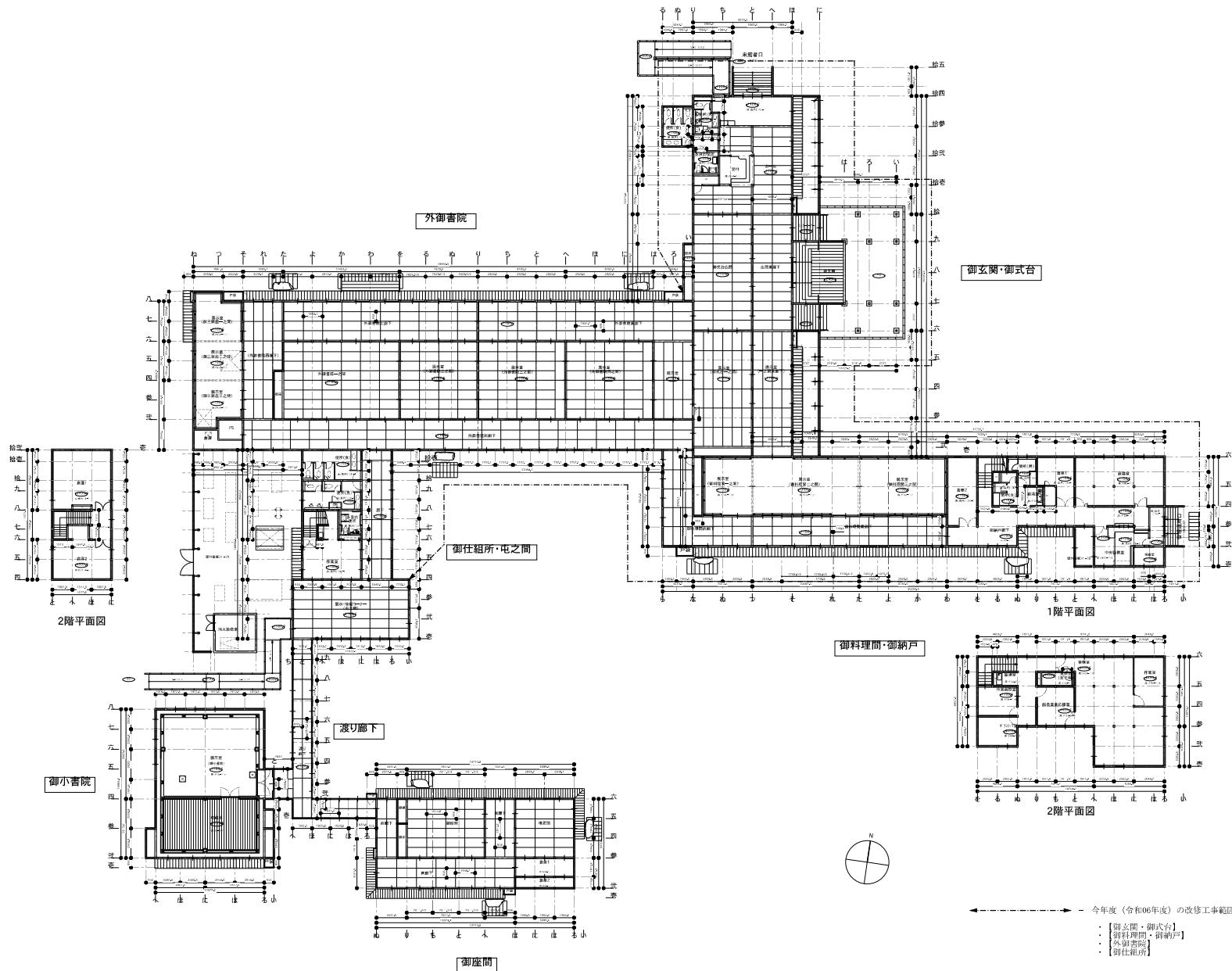
A
04



←-----→ = 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】

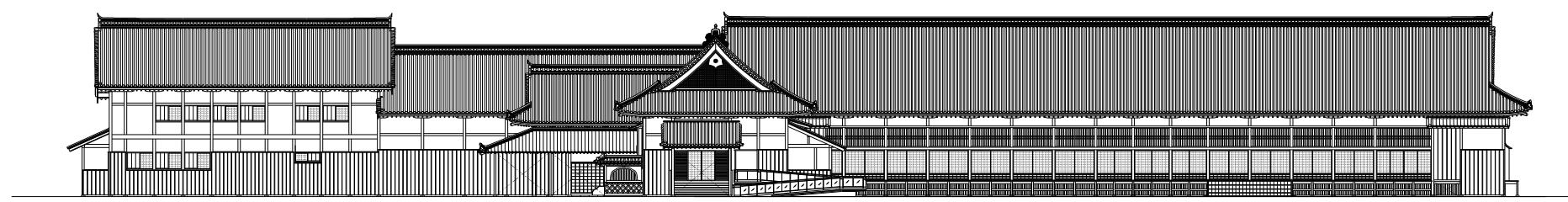
設計変更年月日 1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	縮尺 S=1/400	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A / 05
2回 年 月 日				
3回 年 月 日				



今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・[御玄関・御式台]
- ・[御料理間・御納戸]
- ・[外御書院]
- ・[御住組所]

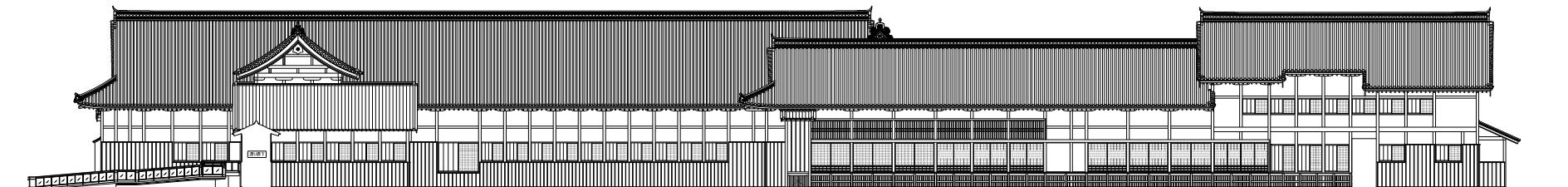
設計変更年月日	工事名	規格	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
1回 年 月 日	図面名	S=1/200	
2回 年 月 日			設年月日
3回 年 月 日			一級建築士登録第
全体平面図			06



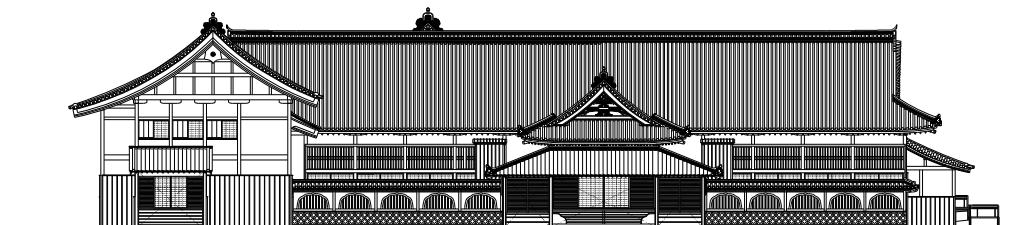
北立面図



西立面図

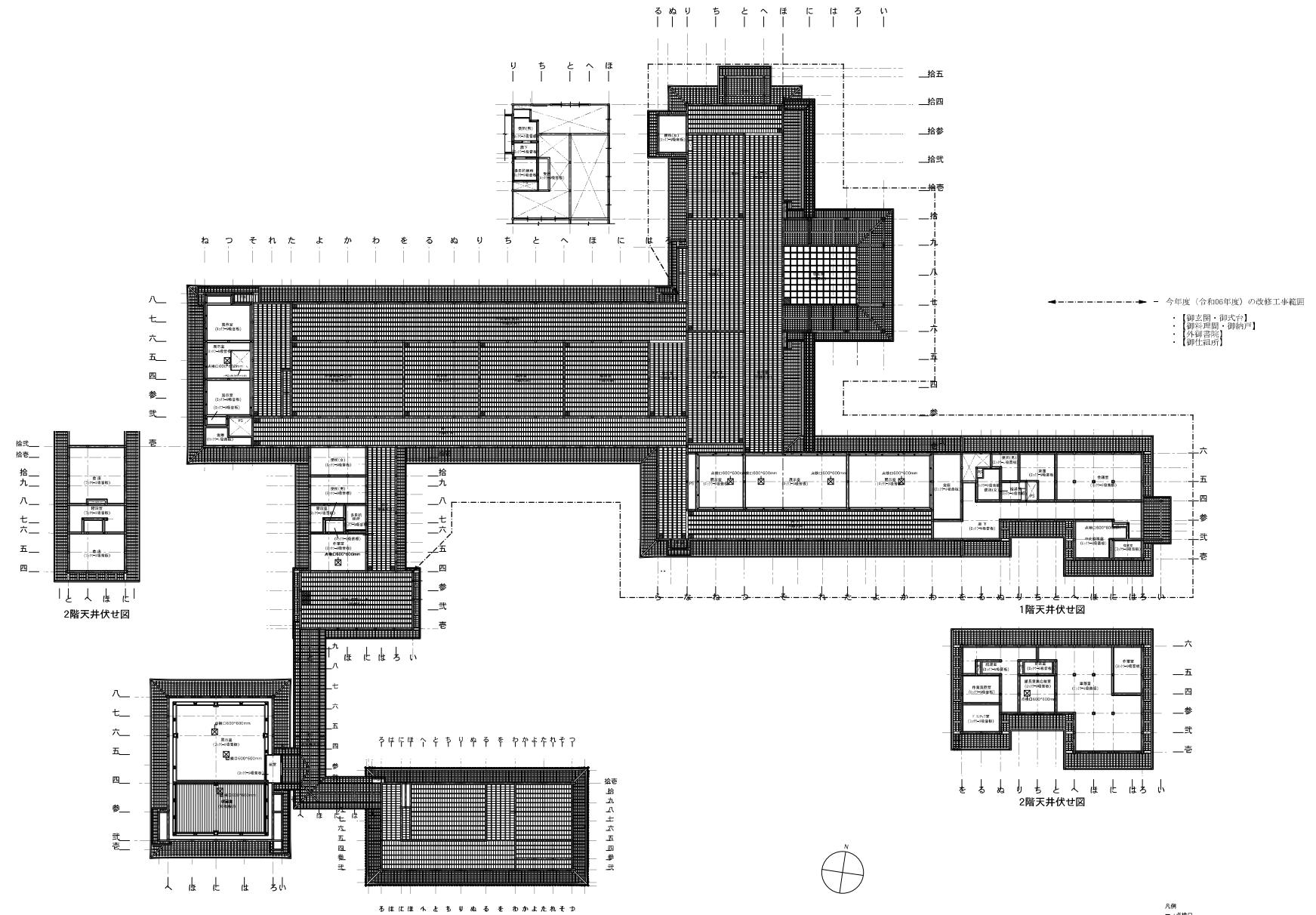


南立面図



東立面図

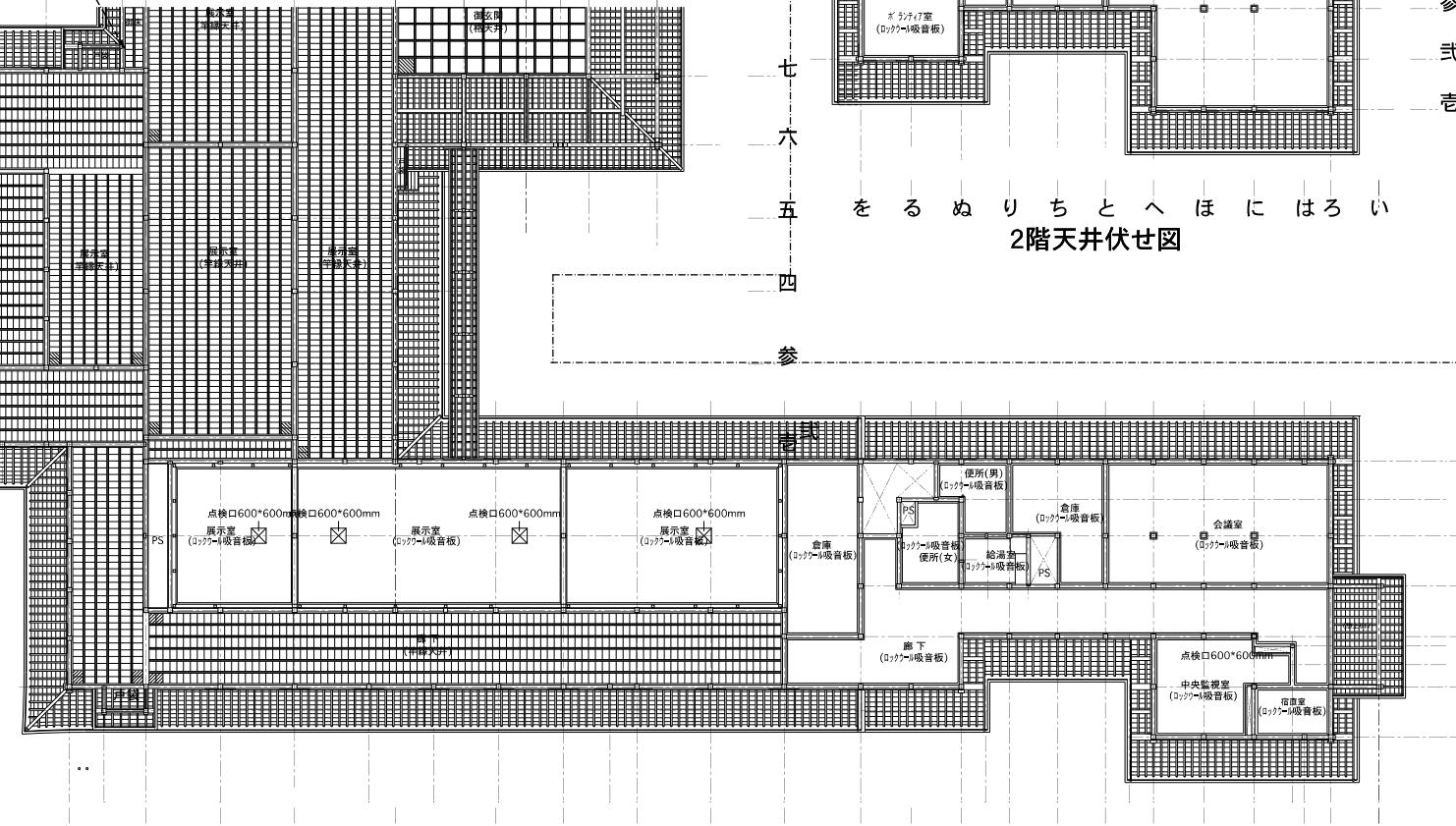
設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事 図面名 全体立面図（御小書院、御座間を除く）	規格 S=1/150 設計年月日 一级建築士登録第	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図面号 A / 07
---	--	------------------------------------	--------------	---------------

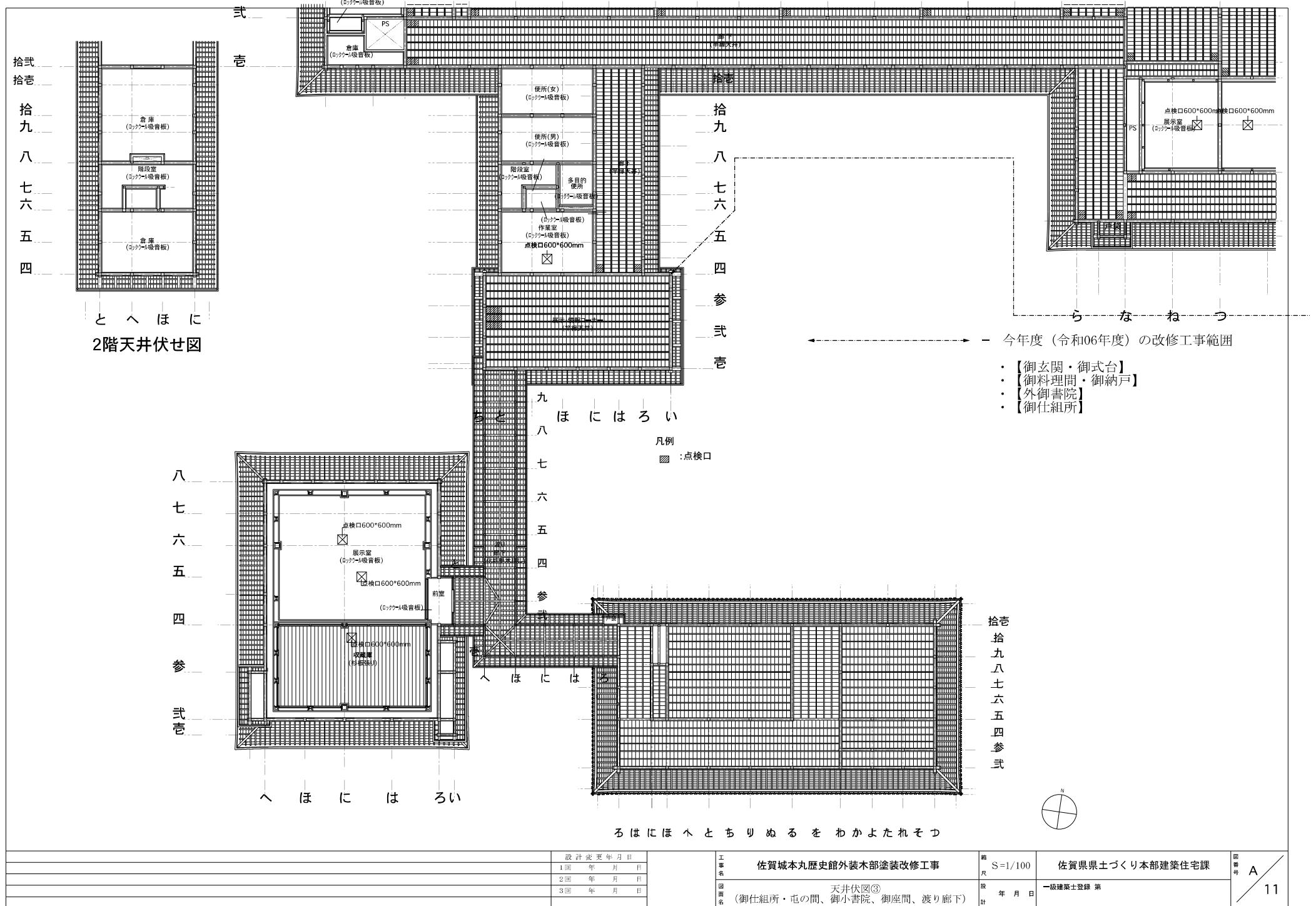


	設計変更年月日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事 図面名 全体天井伏図	規格 S=1/200 設計 年月日 一級建築士登録第	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図面号 A / 08
1回	年 月 日				
2回	年 月 日				
3回	年 月 日				

ら な ね つ そ れ た よ か わ を る ぬ り ち と へ ほ に は ろ い

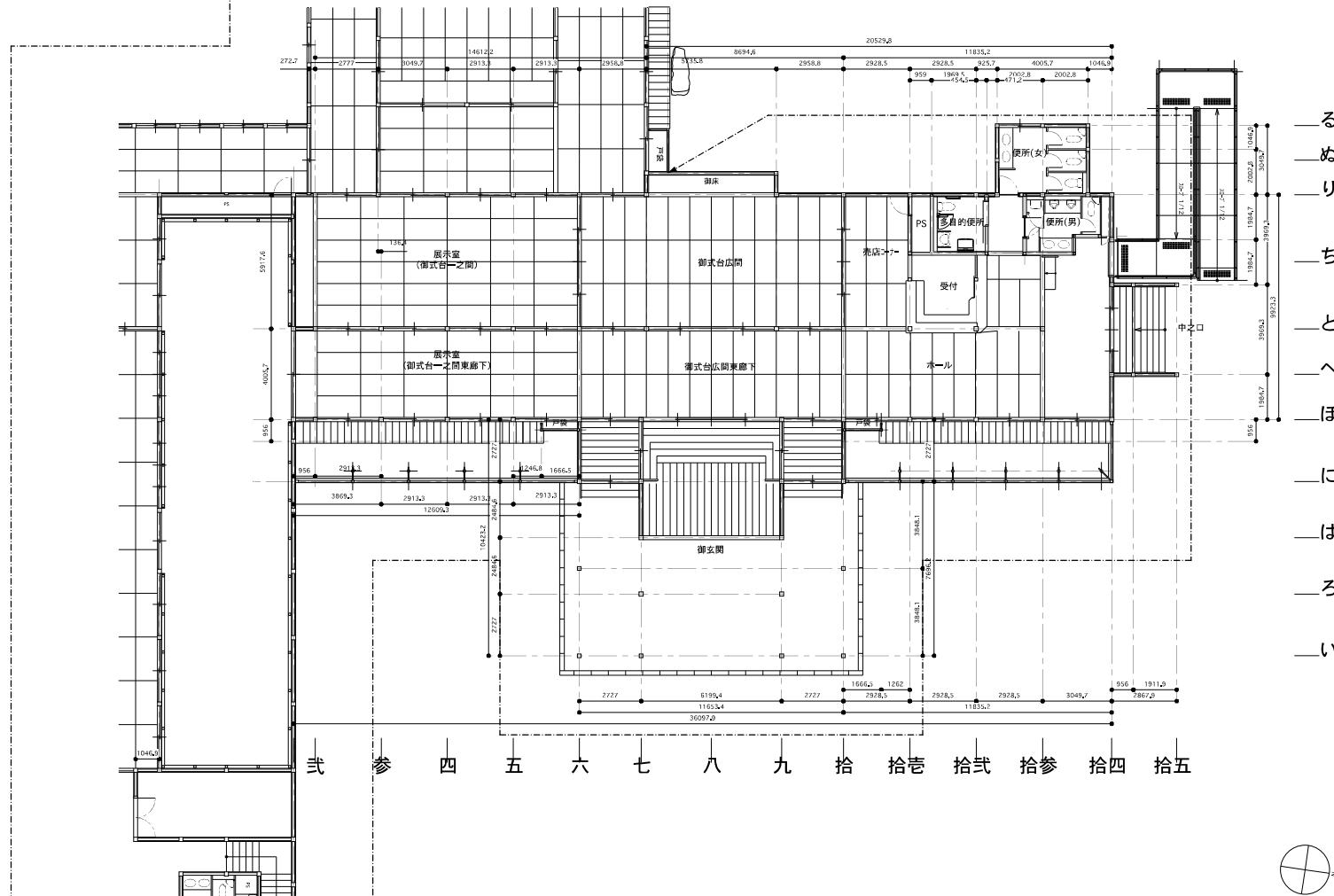
1階天井伏せ図



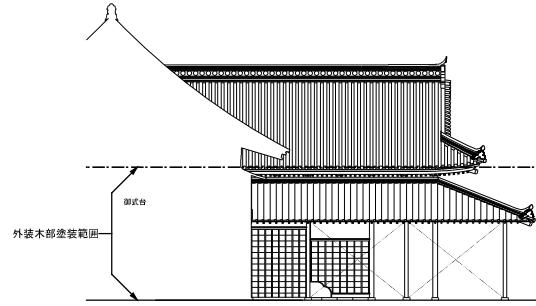


→ 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

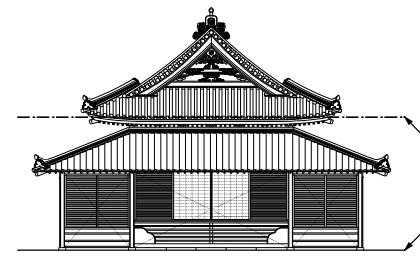
- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】



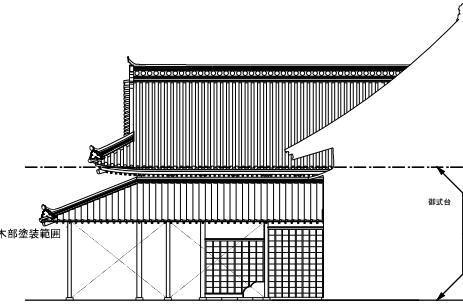
			設計変更年月日			工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	面積 S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	図番号 A / 12
			1回 年 月 日							
			2回 年 月 日							
			3回 年 月 日			図面名	御玄関・御式台 - 平面図	設計年月日	一級建築士登録第	



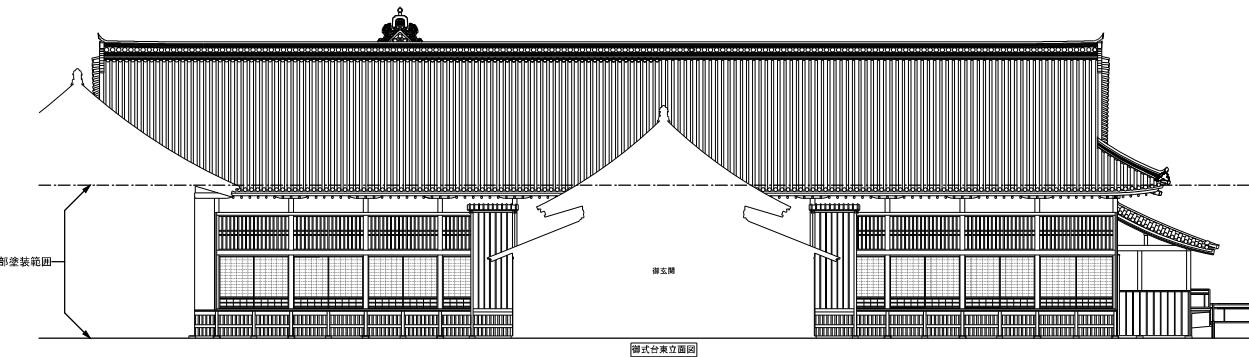
御式台南立面図



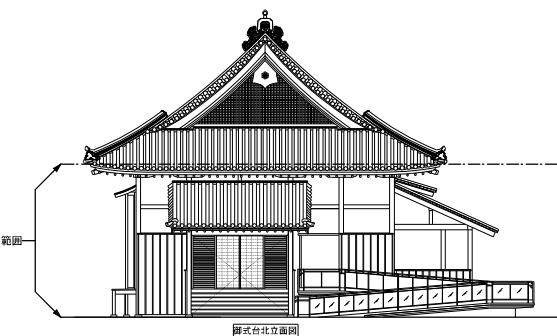
御玄関東立面図



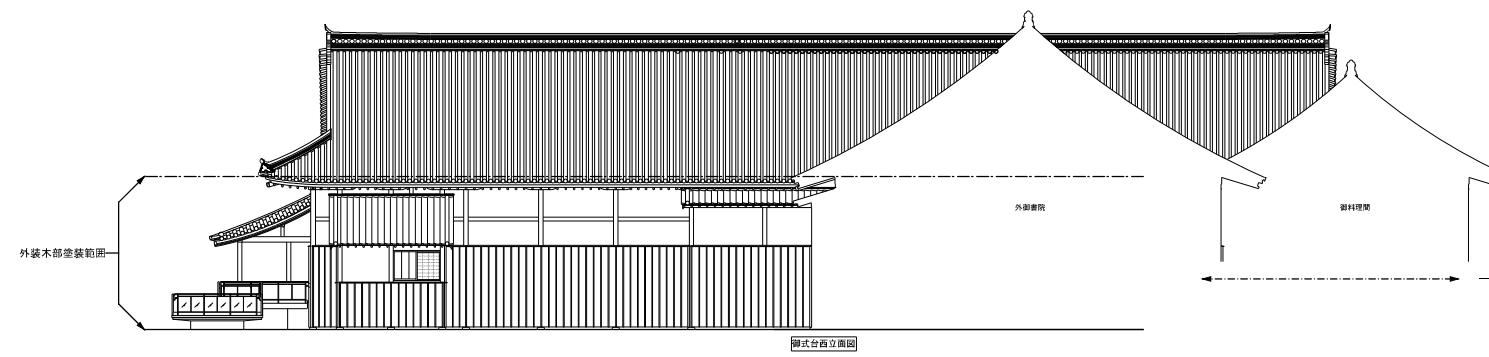
御玄關北立面図



御式台東立面図



御式台北立面図

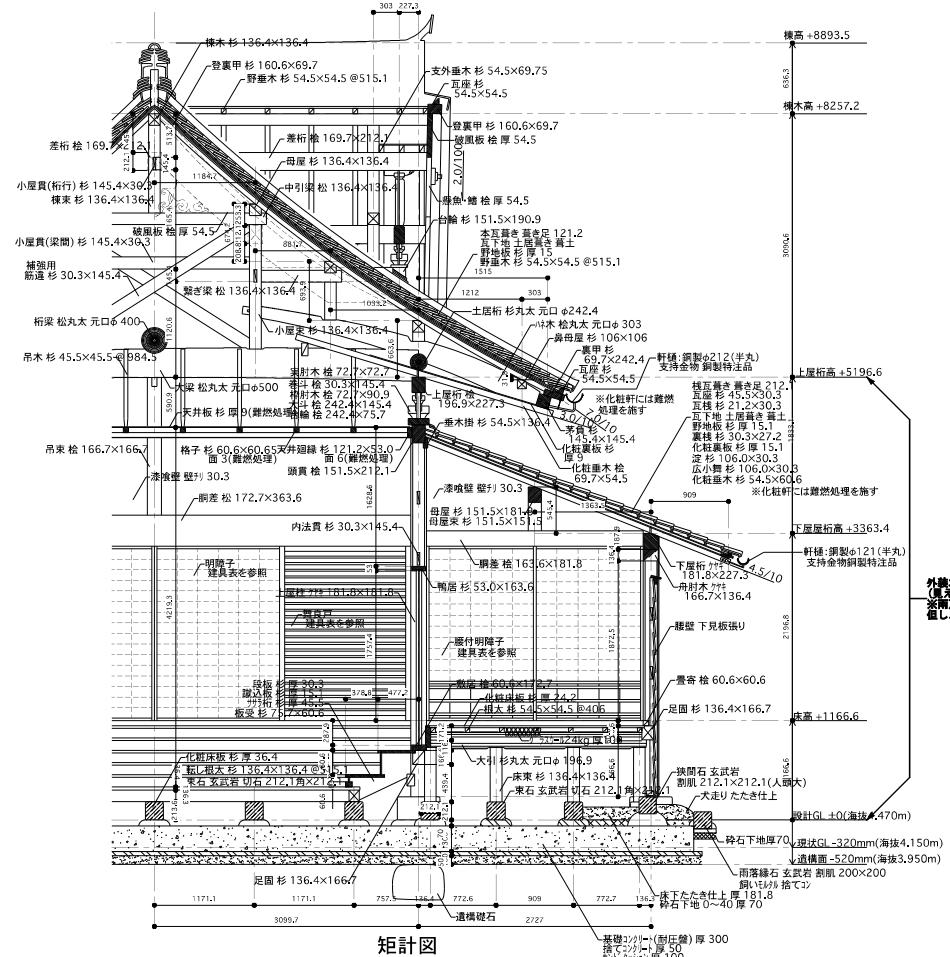


今年度（令和06年度）の改修工事範囲

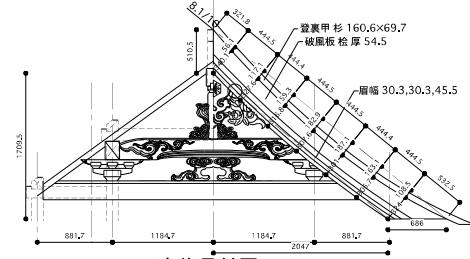
- ・【御玄関・御式台】
- ・【御料理間・御納戸】
- ・【外御書院】
- ・【御仕組所】

設計変更年月日	工事名	規格
1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	S=1/100
2回 年 月 日		
3回 年 月 日	御玄関・御式台 - 立面図	一級建築士登録 第

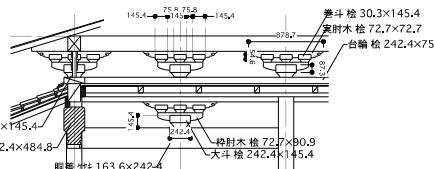
図面名	設計年月日	規格	圖面名	設計年月日	規格



矩計図



妻飾見付図



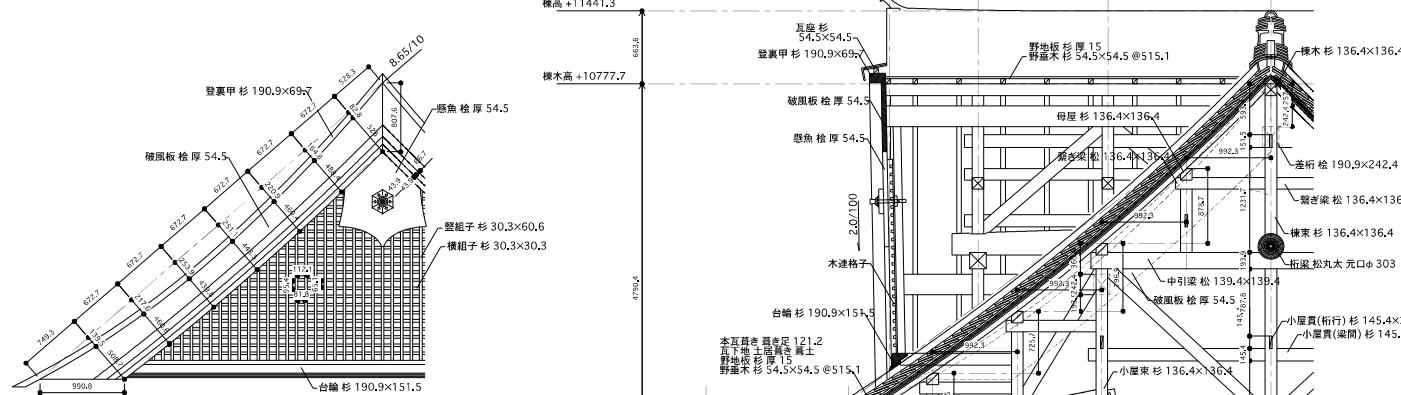
組物姿圖

←-----→ - 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

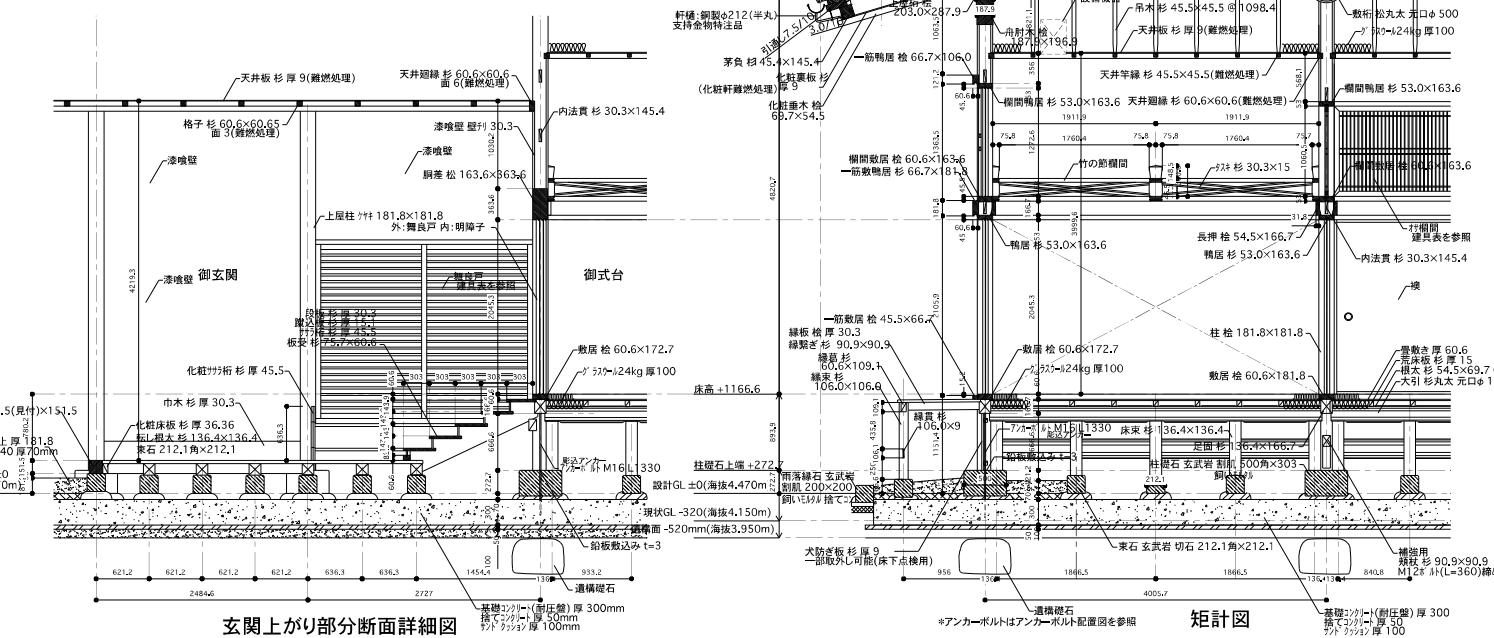
- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】

今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】

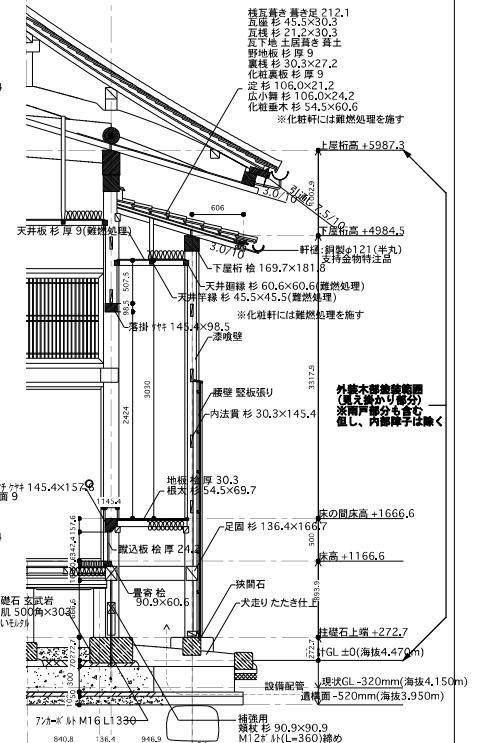


妻飾見付図



玄関上がり部分断面詳細図

矩計図

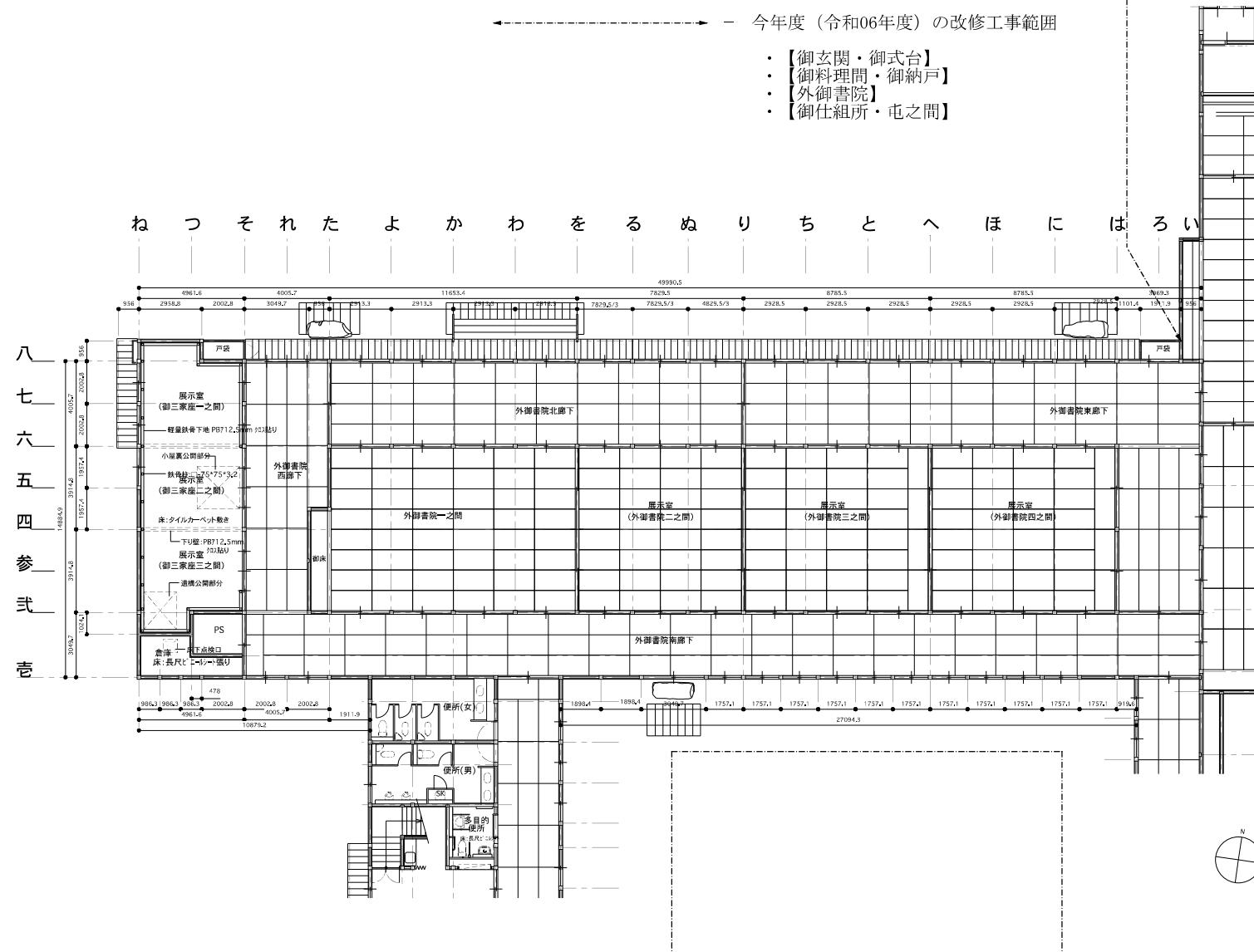


正面床の間部分断面詳細図

設計変更年月日			
1回 年 月 日			
2回 年 月 日			
3回 年 月 日			
工事名	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	規格	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
御用名	御式台 - 矩計図・詳細図	設計年月日	一級建築士登録第

今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所・屯之間】

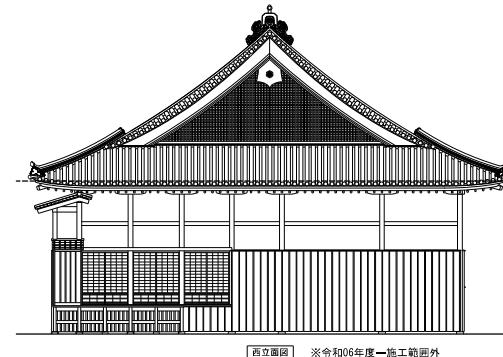
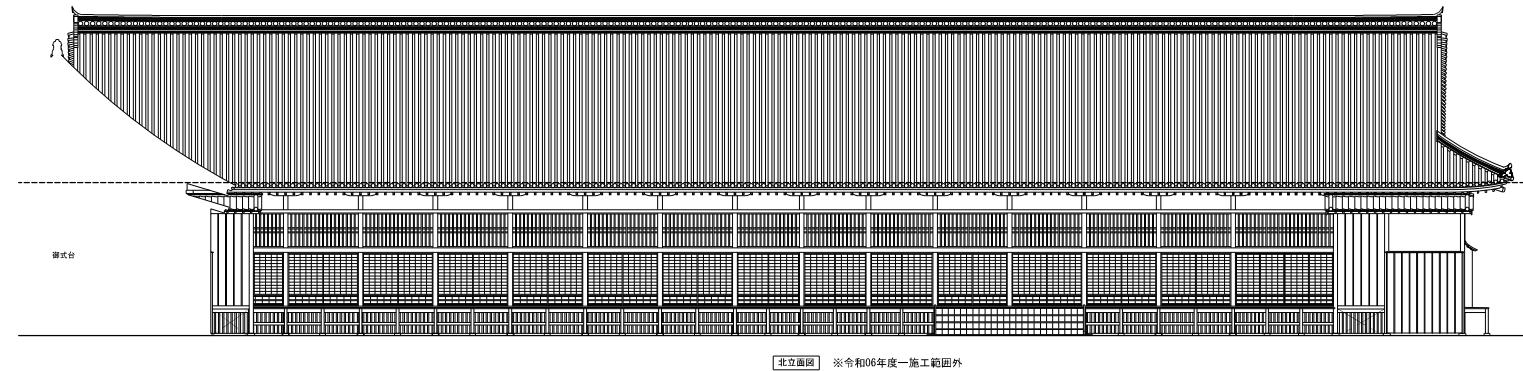


	設計案
	1回
	2回
	3回

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事
外御書院 - 平面図

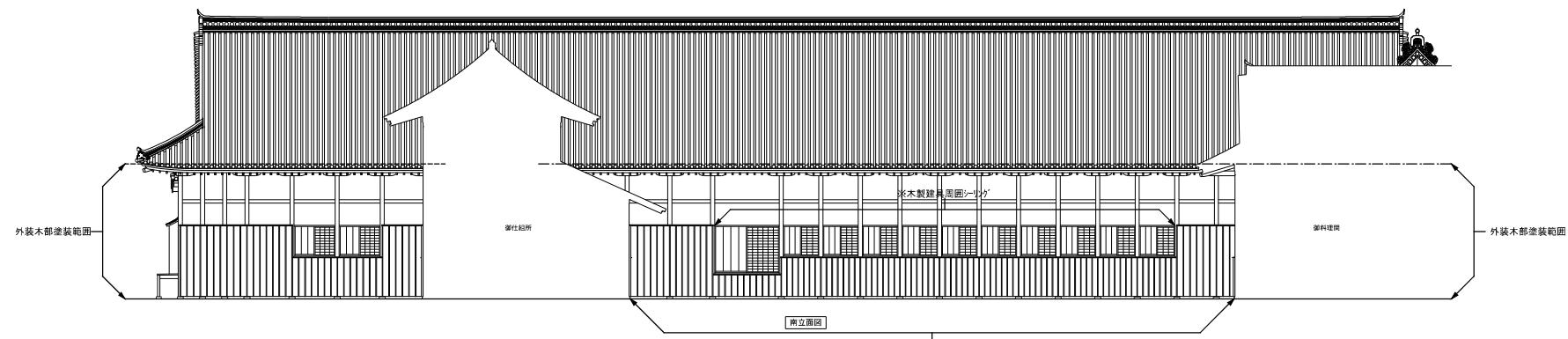
縮尺	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
設計	年 月 日	一级建築士登録 第

16

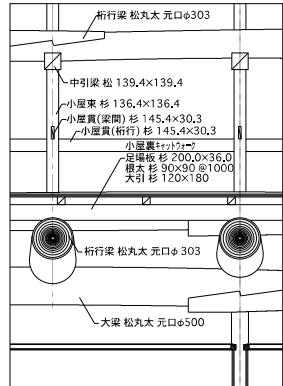


→ 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

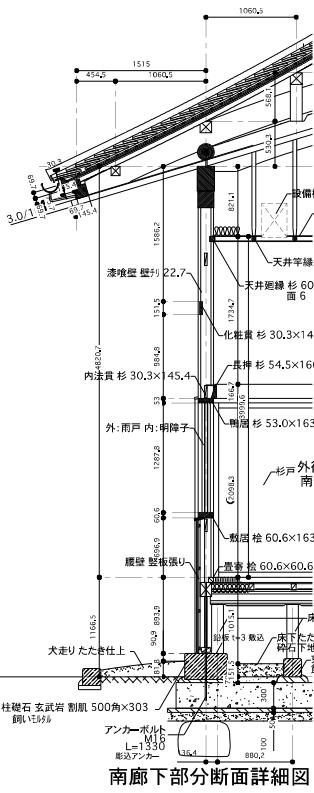
- ・【御玄関・御式台】
- ・【御料理間・御納戸】
- ・【外御書院】
- ・【御仕組所】



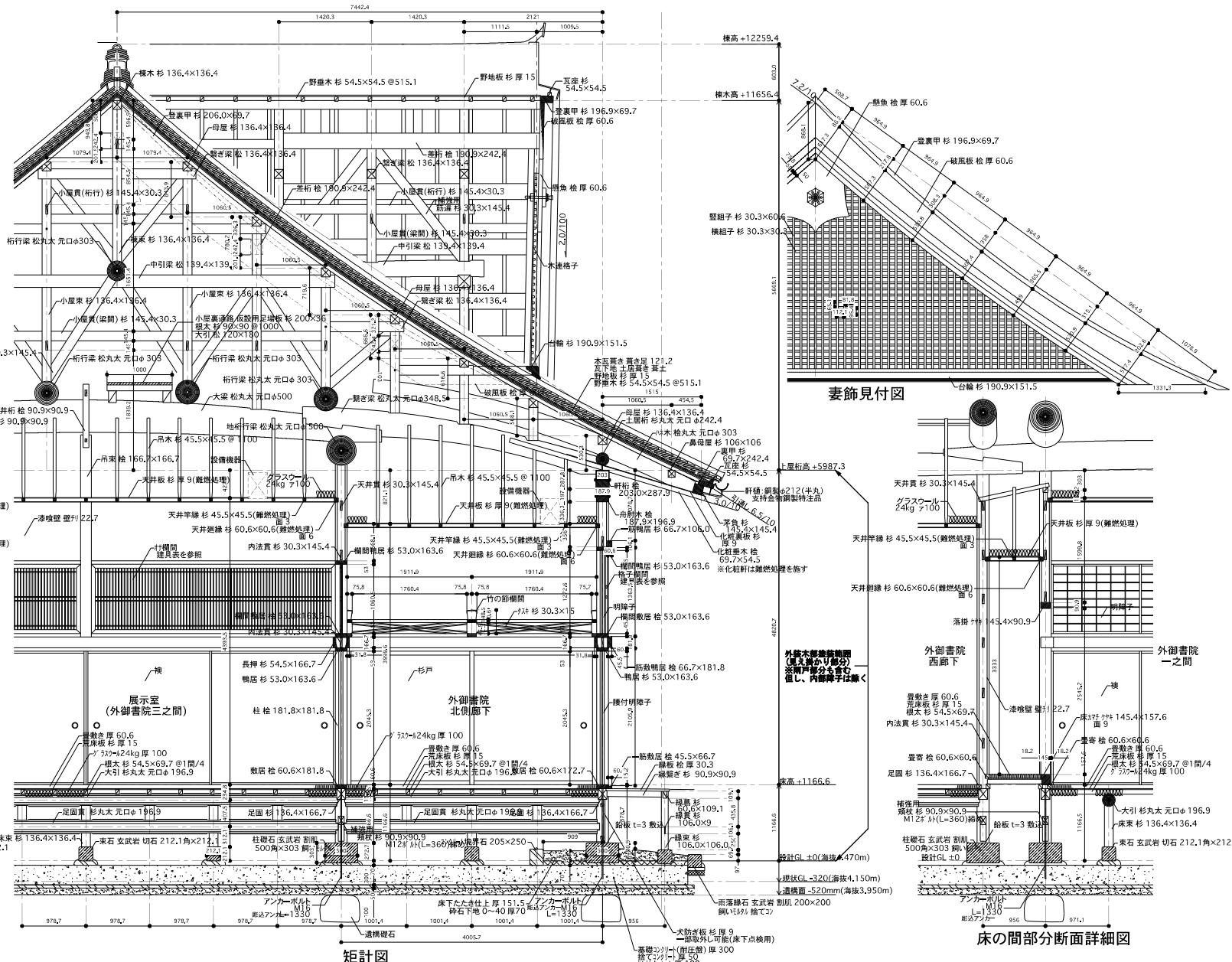
設計変更年月日	工事名	規格	圖面名	圖面名
1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	
2回 年 月 日			一級建築士登録 第	
3回 年 月 日	外御書院 - 立面図	計		



小屋裏キャットウォーク桁行部分断面詳細図

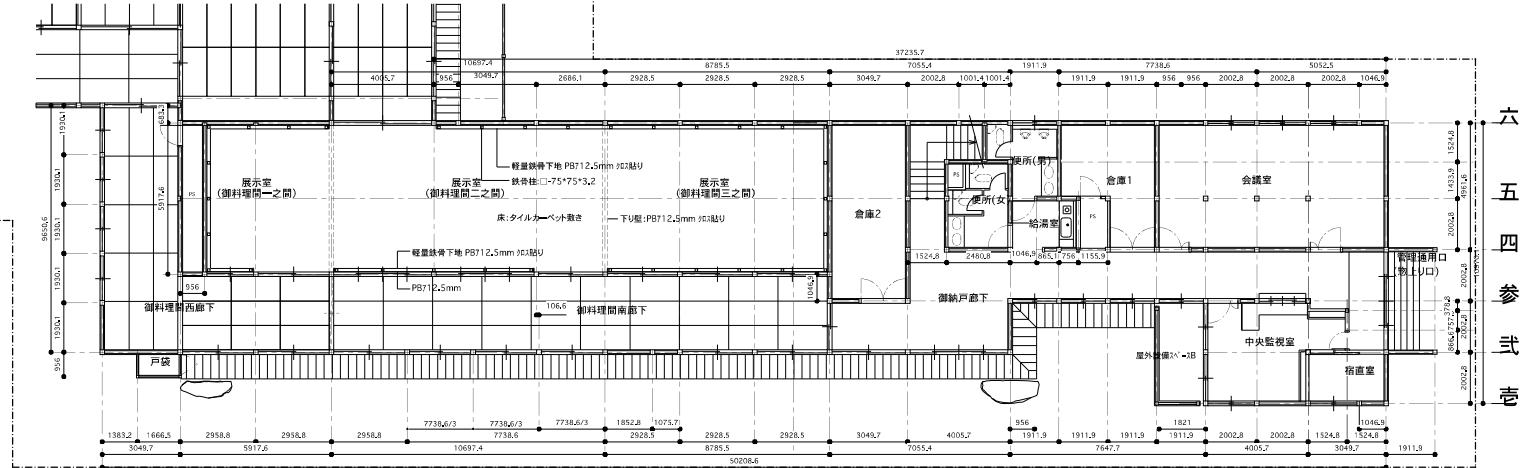


南廊下部分断面詳細図



矩計図

設計変更年月日	工事名	基尺	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
1回 年月日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	S=1/100	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
2回 年月日	外御書院 - 矩計図・詳細図	設計	一級建築士登録 第
3回 年月日		年月日	



ら な ね つ そ れ た よ か わ を る ぬ り ち と へ ほ に は ろ い

→ 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

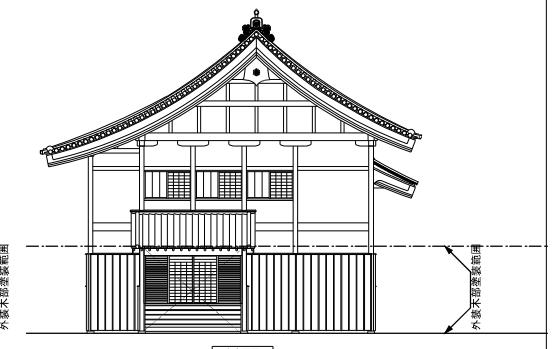
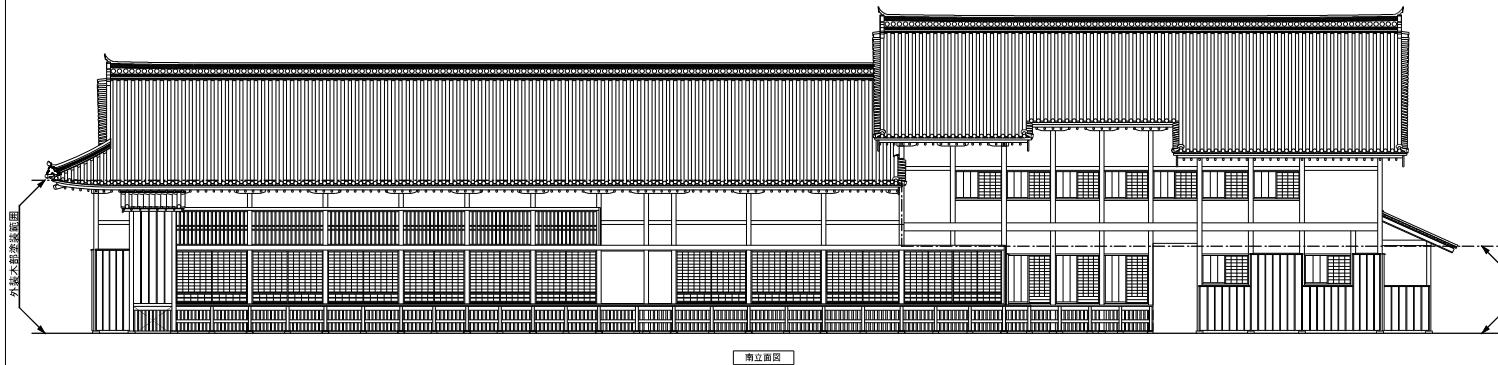
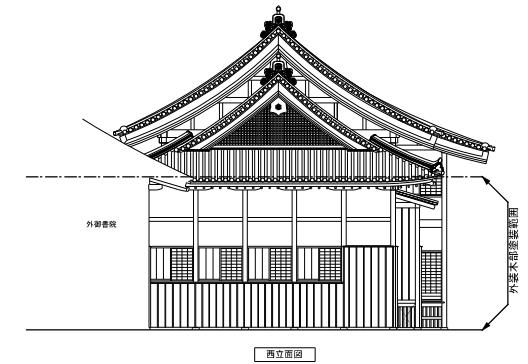
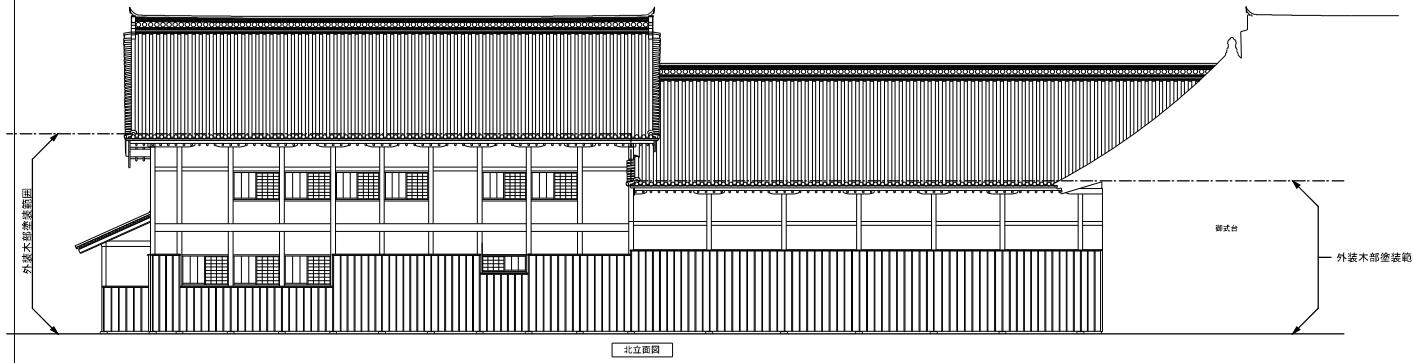
- ・【御玄関・御式台】
- ・【御料理間・御納戸】
- ・【外御書院】
- ・【御仕組所・屯之間】



設計変更年月日	工事名	規格	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	S=1/100	
2回 年 月 日			一級建築士登録 第
3回 年 月 日	御料理間・御納戸 - 平面図	計	

今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】



日 月 两 年 会 社 設

月年回1

2回 年 月

3回 年 月

工事名 因面名

一
事

名

四

佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事

名
二

御料理間・御納戸 - 立面図

100

1

1

1

S=1/100 | 佐賀県立佐賀城本丸歴史館

卷之三十一

一級建築士登録 第

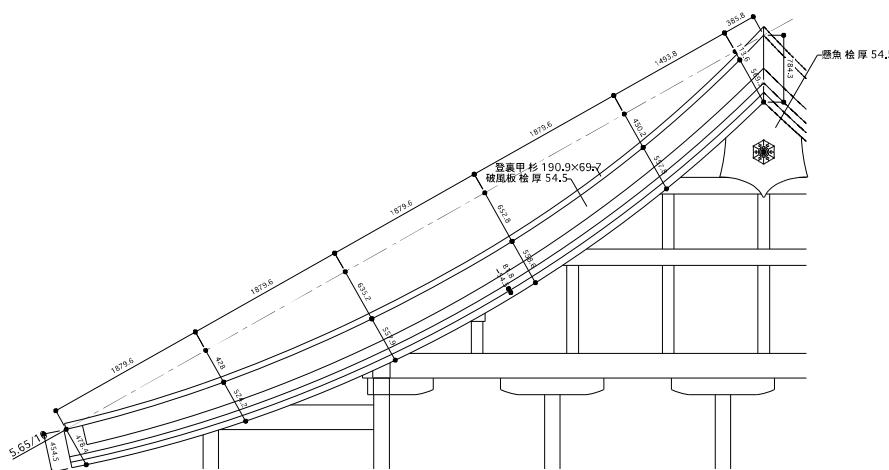
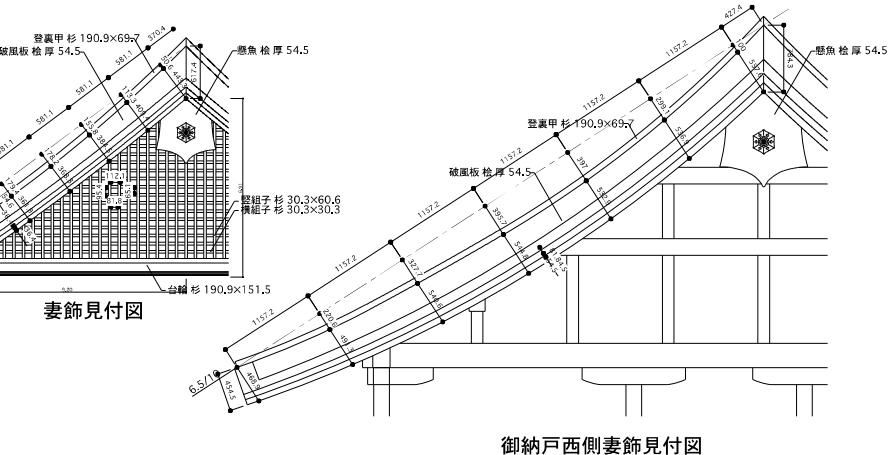
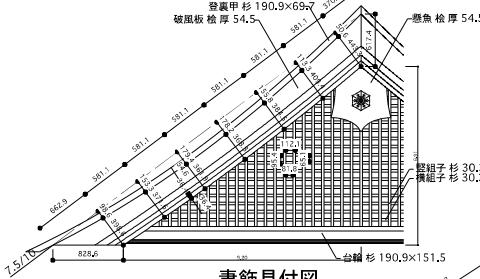
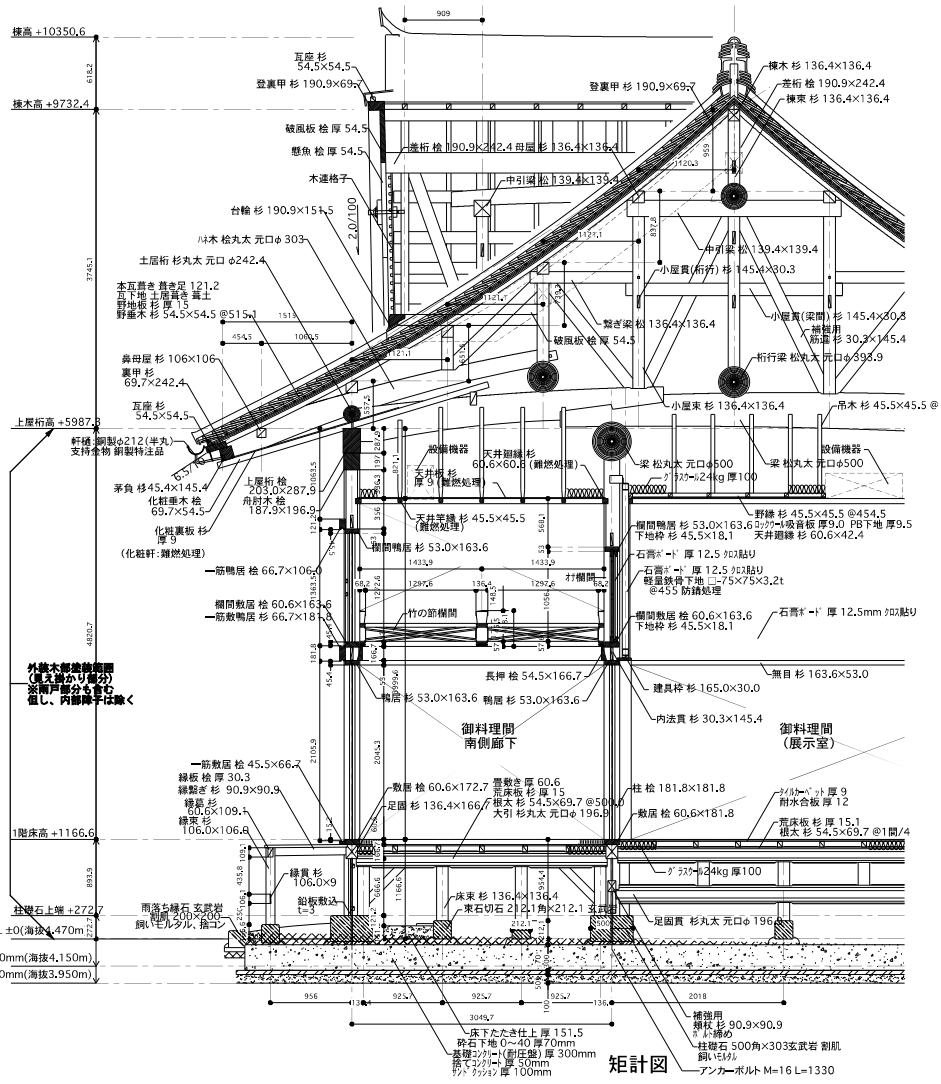
小學圖

四

四

1

20



今年度（令和06年度）の改修工事範囲

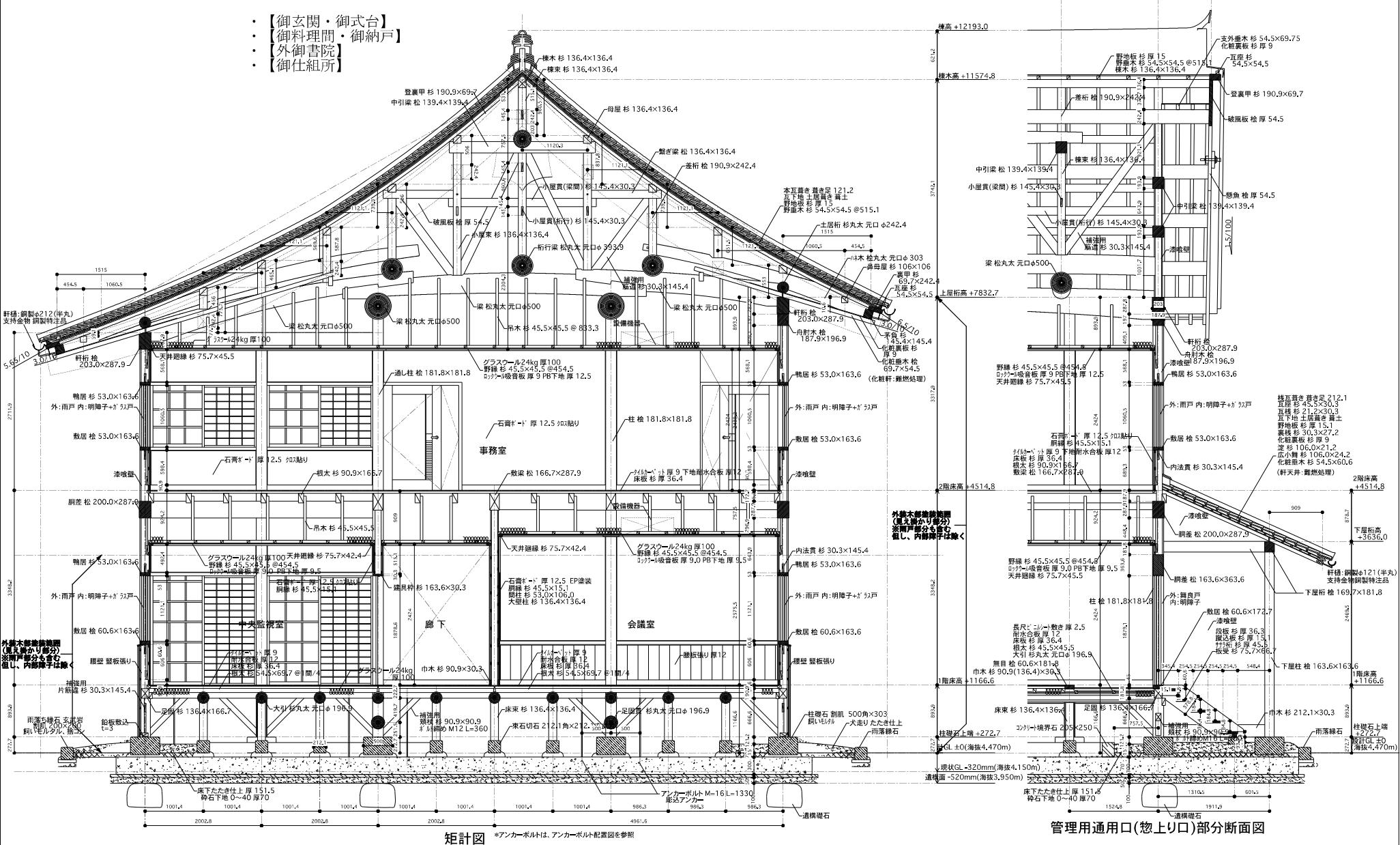
- 【御玄関・御式台】
- 【御料理間・御納戸】
- 【外御書院】
- 【御仕組所】

設計変更年月日		
1回	年	月 日
2回	年	月 日
3回	年	月 日

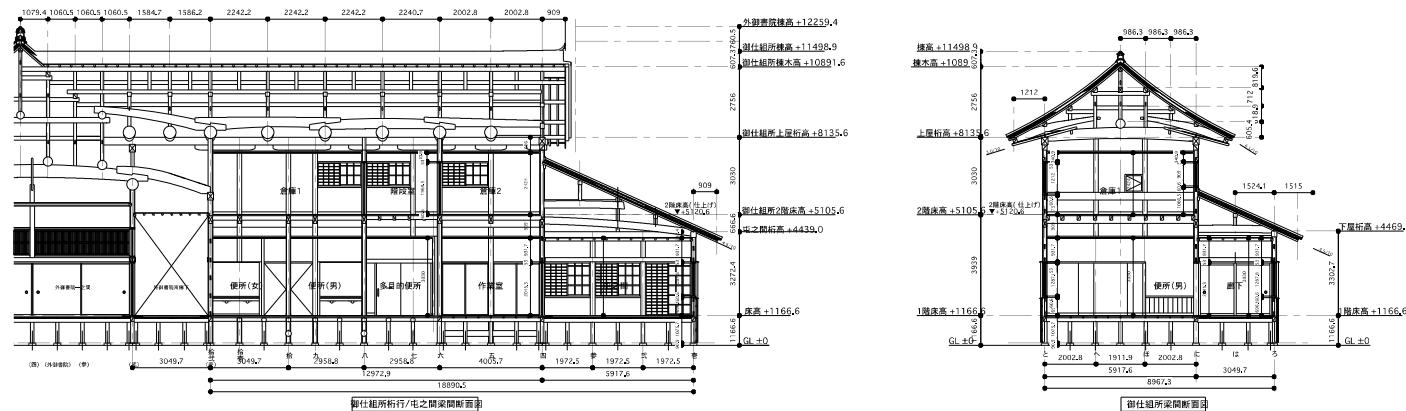
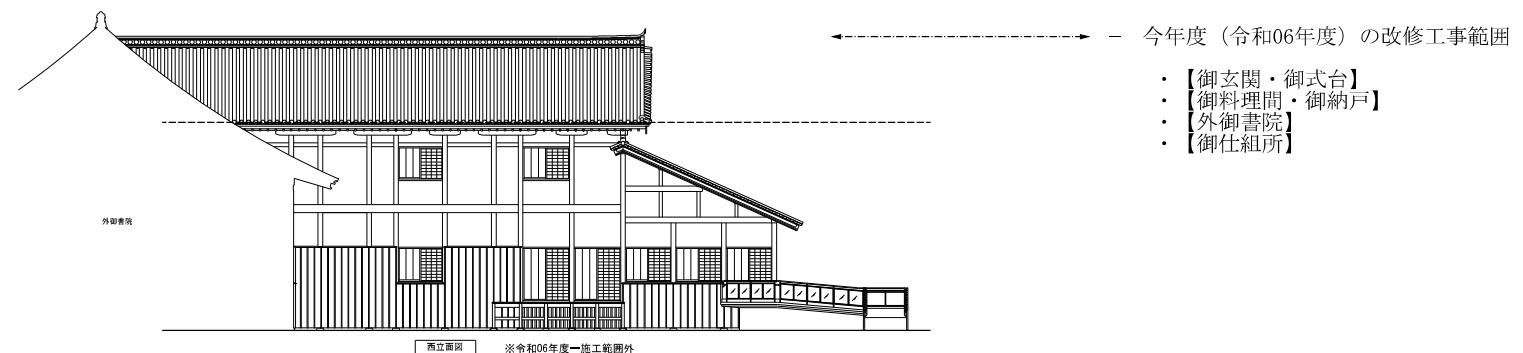
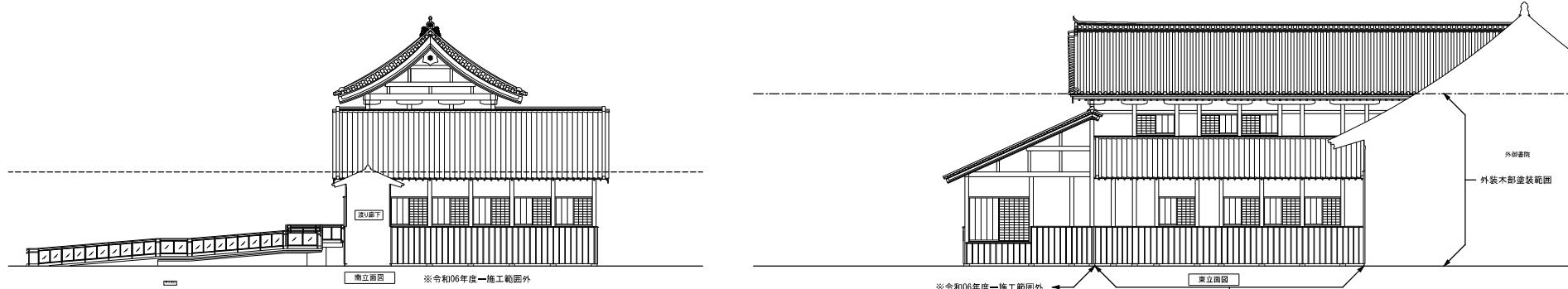
工事名	図面名	規格	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	御料理間 - 矩計図・詳細図	S=1/30	一級建築登録 第

→ 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

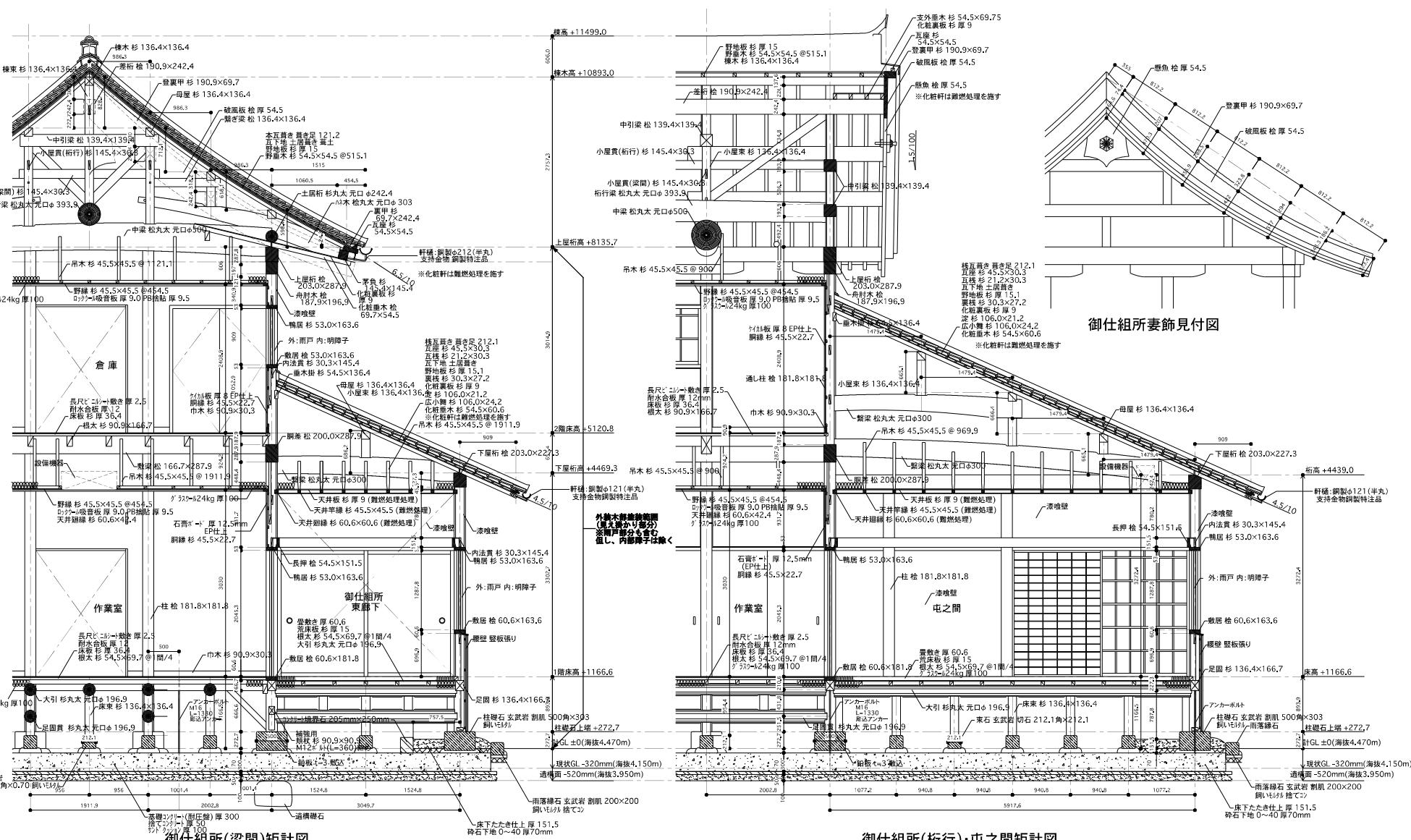
- 【御玄関・御式台】
- 【御料理間・御納戸】
- 【外御書院】
- 【御仕組所】



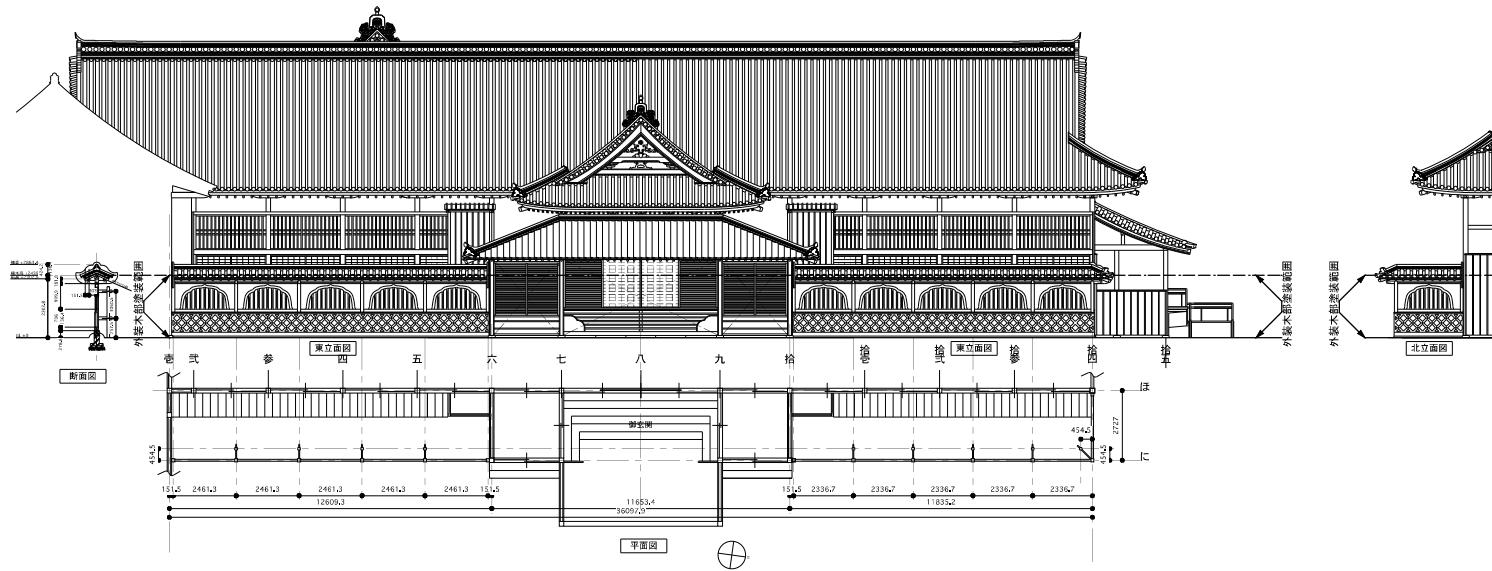
設計変更年月日	工事名	規尺	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
1回 年 月 日	佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事	S=1/30	
2回 年 月 日			御納戸 - 矩計図・詳細図
3回 年 月 日			一級建築士登録 第



設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 面名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事 御仕組所・屯之間 - 立面図・断面図	縮尺 S=1/100 設計 年 月 日 一級建築士登録 第	図番号 A 23
---	---	-------------------------------------	-------------

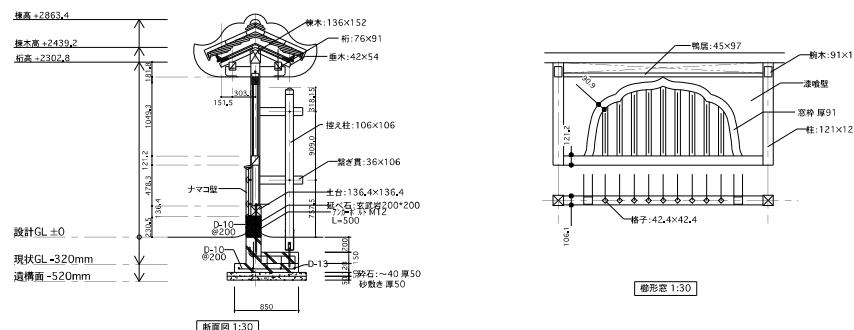


設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 佐賀城本丸歴史館外装木部塗装改修工事 面積名 御仕組所・屯之間 - 矩計図・詳細図	基尺 S=1/30 規格 S=1/30 設計年月日 一級建築士登録第	佐賀県立佐賀城本丸歴史館 A 24
---	--	--	-------------------------



←-----→ - 今年度（令和06年度）の改修工事範囲

- ・【御玄関・御式台】
 - ・【御料理間・御納戸】
 - ・【外御書院】
 - ・【御仕組所】



	設計費
1	1回
2	2回
3	3回

佐賀城本丸歴史館外装本部塗装改修工事

图面 榆形墀 - 平面図・立面図・断面図

縮
尺 S=1/1
設
計 年 月

佐賀県立佐賀城本丸歴史館

一級建築士登録 第

31